

【教育委員会】

(災害対策)

- 1 台風18号によって泥土流入や破損した公立学校の復旧は早急に行い、通常の授業ができるようにすること。

(回答)

台風18号による被災は、県立学校では、特に津久見高校が浸水によって大きな被害を受けた。現在、専門業者の助言を得ながら復旧工事を進めているところであり、通常授業ができるよう可能な限り早急に復旧していきたい。

また、小中学校施設の復旧については、市町村が実施するものではあるが、県としても、早期復旧に向け助言等を行っていききたいと考えている。

(学校教育全般)

- 1 義務教育費の国庫負担を2分の1に戻し、教育の機会均等、教育水準の維持向上という国の責務を果たすよう、引き続き求めること。

(回答)

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための根幹をなす重要な制度であり、今後も制度を維持向上すべきものと考えている。

平成17年11月の政府・与党合意において、国庫負担割合が3分の1に引き下げられる一方で制度の堅持も明記されたところであるが、義務教育の在り方をめぐっては今後も議論が続くものと思われる。

教職員給与の財源を安定的に確保するためにも、義務教育費国庫負担制度の役割は今後一層重要になるものと考えられる。県教育委員会としても、これまで同様、機会あるごとに、現行制度の必要性を関係機関に要望していきたい。

- 2 小学校1・2年生、中学校1年生、幼稚園で実施されている30人学級の効果は実証されている。さらに少人数学級を広げる年次計画を示すこと。併せて国として定数の改善をするよう求めること。30人学級を実施し、正規教員の増員を図ること。

(回答)

教職員定数については、昨年度末、義務標準法が改正され、通級指導など一部加配定数の基礎定数化が図られたが、少人数学級拡大のための教職員定数の改善までには至っていない。このため、教職員定数の充実と安定的な配分を、本年度も国への政策提言において要請したところである。

少人数学級の拡大については、今後とも国の動向を注視していきたい。

3 人間の命の尊厳を最も大事にする教育を徹底し、子どもの立場に立って、いじめの根絶を徹底すること。

(回答)

生命を尊重する心や他者を思いやる心の育成については、特別の教科である道徳を要として、児童生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、学校の教育活動全体を通じて行っている。

平成26年に策定した「大分県いじめ防止基本方針」により、福祉や警察、人権擁護等の関係機関と連携した「いじめ対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止に向けた取組を進めている。県教育委員会では、子どもたちがいじめのない学校づくりについて発表や意見交換を行う「いじめゼロ子どもサミット」の開催、「いじめアンケート」、「ネットいじめ相談」、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置」等に取り組んでいるところである。また、県下全ての公立小・中・高・特別支援学校において「学校いじめ防止基本方針」を作成し、子どもたちが他人も自分も大切にすることを進めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期解決の取組を進めている。

いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得ることを踏まえ、子どもたちのSOSを敏感に察知し、素早くいじめを解消する取組を進めるとともに、日常の教育活動全般を通じて子どもたちに「人間の命の尊厳」を大切にしたいいじめ根絶の教育を進めていく。

4 教職員の削減をやめ、定員を拡大し、正規教員の採用をさらに増やすこと。また、加配教員の増員を行い、教員の事務量・会議・出張などの軽減を図り長時間労働をなくすこと。

(回答)

教職員の定員は、国の標準法に基づき定められているため、加配教員の定員も含めて、定員増については機会あるごとに国に働きかけていきたい。また、正規教員の採用数の策定に当たっては、今後の定年退職者数の増加等を考慮しつつ、一定程度の競争倍率を維持しながら、優秀な人材の確保を図ることとしている。

平成30年度採用数の策定は、「人材育成方針」に基づき、臨時講師比率等についても勘案するなど、採用予定者数を昨年度より3名増やし、335名としたところである。

また、学校内で教員が子どもと向き合う時間が確保されるよう、これまでも、県教育委員会や教育関係団体及び教育研究団体の学校外での会議・研修等の縮減に取り組んできた。しかし、昨年度行った教職員の研修・会議等

の実施状況調査では、平成22年度比で22.1%減となっており、削減目標の平成22年度比30%減には達しておらず、特に県教育委員会主催の削減が進んでいない。そこで、県教育委員会主催の会議・研修等の精選・縮減に改めて取り組むとともに、関係団体にも引き続き縮減の要請を行ったところである。

さらに、学校が組織として機能するため、「芯の通った学校組織」の取組を推進するとともに、「チーム学校」の体制整備や生徒情報等を管理する校務支援システムの充実など、今後とも教育現場の勤務環境の整備を進めていく。

- 5 教員の多忙化が全国でも問題になり、大分県内の中学校でも過労死が起きた。教職員の実務実態(勤務時間)の調査を行い、長時間勤務は是正すること。

(回答)

国は教職員の勤務実態調査を、昨年10年ぶりに行ったが、本県では、平成16年から4年おきに実施しており、直近では28年12月に調査したところ。

本県では、調査結果も参考にしながら、負担軽減PTや労使による勤務実態改善検討会で協議しながら、教職員の負担軽減に向けて、研修・会議の精選縮減や成績管理システムの導入などICTを活用した業務の改善等に取り組んできた。

国は本年度の「骨太の方針」において「教員の長時間勤務状況を早急に是正、年内に緊急対策をとりまとめる」としており、動向を注視したい。

- 6 新採用教員に対し10年間で3地域への異動は、通勤時間や体調問題など課題が大きいものがあります。この方針を撤回すると同時に、本人からの意向を十分考慮するようにすること。

(回答)

新採用教員の広域異動は、全県的な教育水準の維持向上と教員の資質能力向上を図るために実施している。教員としての幅広い視野と能力の伸張を図るため、採用後早い時期に異なる環境で多様な経験を積むことが人材育成に資すると考えている。

また、広域異動を推進した結果、市町村間の臨時講師比率の格差が縮小し、地域間格差が是正されている。

なお、出産・育児・介護等の職員個々の事情については、状況を把握し、これまでも人事異動において配慮している。

- 7 学校・地域を点数競争に追い込み、本末転倒の事態を招く全国学力テスト(全国学力・学習状況調査)は中止するよう国に求めると同時に、県としてその公開

をしないこと。

(回答)

本県児童生徒の学力は、基礎的・基本的な知識・技能は概ね定着しているものの、知識を活用して説明したり文章問題を解いたりする力が十分とはいえない。また、地域間の格差は小さくなってきたが、依然、解消できていない。

一人ひとりの児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、大分県のどこに生まれても一定水準以上の学力を身に付けることができる環境を整え、地域間、学校間の格差を解消することが重要である。

そのため、県教育委員会では各種学力調査の結果を活用して、学力向上の取組を検証し、施策の構築や改善、授業改善の方策の提示等、児童生徒への指導の充実に役立ててきた。また、各市町村においても本調査を活用した学力向上の検証・改善サイクルが確立しつつある。学校においても、一人ひとりの子どもの学力の定着状況や学習状況を把握し、指導のさらなる改善に役立てることや、成果を上げている学校の好事例を参考に、自校の取組の検証・改善を進めること、家庭や地域と連携して児童生徒の学習環境を整えることなどが軌道に乗り始めたところである。

以上のようなことから、今後も引き続き、学力調査を実施し、また、取組の好事例が広く共有される公表も行う。

- 8 小中学校の給食費の無償化を全市町村で早期に実施するため、国に財政支援措置を求めるとともに、県独自の支援も行うこと。

(回答)

学校給食に要する経費のうち、施設・設備及び人件費は設置者の負担とし、食料費は保護者負担とすることが学校給食法に規定されている。そのため、給食費の全額公費負担は困難であるが、牛乳、米については、普及及び負担軽減の観点から一部助成が行われている。

今後とも、現行の制度が維持されるよう関係機関に働きかけていきたい。

- 9 へき地児童生徒援助費等補助金については、高校生の通学にも適用を拡大するよう国に求めるとともに、県としても制度の拡充を図ること。

(回答)

へき地児童生徒援助費等補助金は、へき地等における義務教育の円滑な実施に資することを目的としており、学校統合による遠距離通学児童生徒（小学生は通学距離4 km以上、中学生は6 km以上）に係る通学費（交通費）を負担している市町村に国がその一部を補助しているところであり、高校生については対象から除

かれています。

なお、高等学校が設置されていない離島から本土の高等学校へ進学する生徒の通学に要する交通費等については、該当する市町村が離島高校生修学支援費として負担しており、国がその一部を補助している。

また、高校の再編整備などにより遠距離通学となる生徒に対しては、平成18年度に通学費等奨学金制度を新たに設けている。さらに、平成27年度から、より利用しやすくなるよう基準を緩和した。

- 10 特別な支援が必要な児童・生徒に対する加配教員を増やすこと。また、特別支援加配について、特別支援学級などは年度によって違うので、実情に応じて拡大するなどの対応をとること。

(回答)

特別な支援が必要な児童生徒が在籍する学校には、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮を行う必要性に照らして、毎年一律ではなく、困難度が高い学校から優先的に「児童生徒支援加配」を配置している。加配定数の増員については、今後とも国に要望していきたい。

- 11 特別な教育支援を要する子どもに対して、特別教育支援員やスクールサポーターを配置すること。また特別支援教育コーディネーターの配置をすること。

(回答)

特別な支援が必要な児童生徒が在籍する学校には、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮を行う必要性に照らして、毎年一律ではなく、困難度が高い学校から優先的に「児童生徒支援加配」を配置している。加配定数の増員については、今後とも国に要望していきたい。

- 12 (大分県立中津支援学校の給食を自校方式で実施してください)

現在、中津市給食センターから配送された給食は、特別支援学校で再調理が必要な一部の子供達のために再調理を行って提供されています。しかし、食べづらい「糸こんにゃく」や「ゴマ」の入った料理は、再調理が大変困難です。特別支援学校の子供達の中には材料そのものから、それぞれの子供達に適した食材を選ばなければならないのに、それができなくて困っています。自校方式で特別支援学校の子供達にふさわしい給食を提供してください。

(回答)

中津支援学校の給食は、学校給食衛生管理基準に沿った設備や学校栄養職員等の配置などの課題もあり、自校式ではないが、フードプロセッサーや電子レンジ、ミルサー等の再調理器具を設置するとともに再調理員を配置し、きざみ食、ペー

スト等に細かく仕分けをし、提供している。

これまでも定期的に保護者と意見交換を行い、意見を参考に、一人ひとりに寄り添った給食の提供に努めてきたが、引き続き意見を伺いながら改善に努めたい。

13（教育委員会～小学校における英語教育）

小学校における英語教科化について、本県における意義と課題についてレクチャーをお願いします。とりわけ、小学校英語教育を担う教師は、どのような配置を想定されるのでしょうか。

（回答）

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、今後様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が求められる。また現在、学校で学ぶ児童生徒が卒業し活躍する社会は、大分県で暮らす外国籍の方の人数も現在よりさらに増え、海外に限らず県内でも、多様な価値観を持った人と協働する力が要求される。

今回の学習指導要領の改訂で、小学校での外国語教育が教科化され、児童のコミュニケーション能力を伸ばし、「聞く」「話す」力の定着が図られることは、中高に学びを接続する上でも、大変意義のあることである。

課題としては、学年があがるごとに学習意欲低下の傾向を見せていることに加え、小・中・高等学校間の接続が十分とは言えず、学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができないといった状況が挙げられる。

小学校での外国語教育は、学級担任を中心に取り組むこととなるが、現職教員が外国語の指導に関する専門性を高めることができるよう、各種研修の充実に加え、校内研修の充実を図るために、研修内容の具体を示していく。

併せて、各市町村教育委員会等においては、外国語指導助手等、外国語の能力や指導力の高い外部人材を積極的に活用することが期待される。

14（教育委員会～僻地教育について）

文科省の小中学校の適正規模の考え方が示されましたが、本県としてはそれをどのように具体化される方向であり、それ市町村教育委員会にどのように示されたのか。同時に、「生まれ育った地域に誇りをもてる教育」「少人数でも充実した教育実践を可能と制度確立」が、県教委の責務であると考えますが、いかがですか。

（回答）

平成27年1月に文部科学省から公表された手引は、学校統合の適否や小規模校の教育の充実方策等について市町村が検討したり、都道府県が指導・助言したりする際の留意点等をまとめており、各自治体の主体的な取組を支援する目的で

策定されたものである。小規模校の充実方策として、少人数を生かした教育活動の徹底や、地域の自然・文化等を活かした特別なカリキュラムの編成、ICTの活用による他校との合同授業などが紹介されている。

学校統合の適否や小規模校の教育の充実方策等については、設置者である市町村が、自らの責任において主体的に判断し決定するものであるが、県教育委員会として、本手引きに則って必要な情報提供や指導・助言を行っていきたい。

15（教育委員会～公民館の運営への支援を）

中津市には、社会教育法の規定に基づく公民館が25館あり、その他設立資金調達（公的支援の形態）の事情により、営農研修センター、生活改善センター、地区集会所等の名称で、略集落単位で「公民館の機能」を発揮している「集会所」があります。中でも、合併前には小学校区範囲の公民館には、運営に対する公的な支援がありましたが、それが削減され、運営に苦慮している公民館が出てきております。県民に等しく「学びの場」を提供するためにも、支援を行うこと。

（回答）

集落単位で設置されている集会所や自治公民館等は、社会教育法に基づいて市町村が設置している公立公民館に比べ、地域住民にとってより身近な「集い」や「学び」の場である。しかしながら、本格的な人口減少社会の到来や、地域住民の連帯感の希薄化等により、各館での活動が減少してきている。

このため、公立公民館の職員が集会所や自治公民館を核とした住民自治の向上や地域活動の活性化を支援できるよう、資質を向上することが求められている。

県教育委員会では、大分県公民館連合会と共催で公民館関係職員研修を実施しており、今後、公立公民館と集会所や自治公民館との効果的な連携のあり方等についての研修を行うことにより、豊かな学びの場を提供できるよう取り組んでいく。

16 小・中学校の支援学級に、特別支援学校教員免許を有するものなどの専門職の配置をすること。また、特別支援教育の充実を図るため、教室の確保を行うこと。

（回答）

特別支援学級に特別支援学校教員免許保有者を配置するため、平成24年度から、特別支援学校教諭の小学部又は中学部に合格した者は、特別支援学校のほか、免許状の種類に応じ、小学校又は中学校の特別支援学級担当の教諭として勤務することとしている。

県立特別支援学校については、各学校・各学部の学級数や教育内容、各学校からの要望や実態等を踏まえ、教育上必要な整備について検討していく。

17 市町村立小中学校の学級編制及び教職員配置基準では、特別支援学級の1学級の数は1人から8人になっているが、この基準を引き下げること。また、特別支援教育の充実を図るよう、引き続き国に求めること。

(回答)

特別支援学級新設の下限については、平成6年度から対象児童生徒が1名であっても、新設を認めてきている。

1学級定員の数については、標準法の編制基準により定められており、引き下げるのは困難である。

18 すべての小・中学校に専任の司書を配置し、増員を図るよう指導を強めるとともに、県としても支援策を講じること。また、体育専任の教師を増やすこと。

(回答)

学校図書館の充実や図書館教育の振興を図る上で、司書教諭が果たす役割は大きいと認識し、その有資格者の育成に努めている。平成15年4月から配置義務のある12学級以上の全小・中学校に司書教諭が配置されており、11学級以下の学校への配置についても市町村教育委員会に依頼し、現在、6校に司書教諭が配置されている。

また、学校司書についても、学校図書館法の一部改正や平成29年度からの新学校図書整備5ヵ年計画を受け、その配置について市町村教育委員会へ働きかけを行っており、現在、小学校107校、中学校54校、義務教育学校1校に専任で配置されている。

小学校における体力向上の推進役として、本県では平成21年度から体育専科教員の配置を行っている。当初は6名であったが、その成果が顕著であったことから、平成23年度からは16名に、さらに平成26年度からは24名に増員したところ。

19 小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置すること。

(回答)

スクールソーシャルワーカーの配置については、平成28年度から開始し、現在、全ての市町村に配置されたところ。市町村には49名、県立学校には7名、計56名が配置されている。文部科学省は平成31年度までに全中学校区への配置を目指しているが、専門性の高い人材の確保は容易でないことから、大分県社会福祉士会や福祉関係施設とも協議を重ね、配置拡充に向け努力していく。

20 スクールカウンセラーの配置は学校関係者・保護者・児童生徒から大変歓迎され、大きな効果を生んでいると喜ばれています。適宜に対応できるよう、小規模校でもスクールカウンセラーの派遣対象にし、カウンセラーの増員をすること。

(回答)

平成29年度は小学校77校、中学校全公立125校、高校25校にスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の整備に努めるとともに、県内16地域にスーパーバイザーを派遣し、スクールカウンセラー未配置校や深刻な相談内容にも対応できる体制を整えている。

今後、いじめや不登校への対応に向けて、きめ細かく児童生徒を見守る体制づくりはますます重要になってくると思われる。次年度以降も国の動向を踏まえながら、増員に向け努力したい。

21 就学援助について

- ① 子どもの貧困率が拡大する中、就学援助制度の適用所得基準を引き上げること。国へ働きかけるとともに、県としても支援を行うこと。

(回答)

経済的理由により修学困難と認められる児童生徒に対して市町村が必要な援助を与えた場合は、国の制度に基づき、当該市町村に対して要保護児童生徒援助費補助金の交付を行っており、平成22年度からは、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が補助対象経費に追加された。

制度の周知については、入学時や進級時に制度の案内書等を配布するとともに、ホームページや広報誌に掲載するなど、すべての市町村において周知に努めている。県としても、ホームページに各市町村担当課のウェブサイトへリンクするサイトを設け、情報提供を行っているところ。

さらに、就学援助の充実について、全国都道府県教育長協議会を通じて、毎年、国に対し「補助金申請額を圧縮することなく、引き続き全額を交付決定するように努め、補助単価の引上げ等、就学援助の実態に応じた補助金の充実を図ること」を要望している。

なお、認定基準及び援助の内容、他市町村の取組状況については市町村に周知し、対応を促しているところであるが、その実施については市町村の判断によるものと考えている。

- ② 対象援助費目が県下の市町村でまちまちであり、県下のどこの自治体に住んでいると子どもの平等性の確保から、14項目の全援助費目について県下すべての自治体で援助措置が図られるよう助成を行うこと。

(回答)

県内の各市町村が、地域の状況に応じて項目を選択し、措置していると考えている。県としては、県内の情報を提供しながら、予算の確保について市町村へ要請している。

- ③ 県下すべての自治体で、入学準備金の3月中の支給ができるよう、援助を行うこと。

(回答)

新入学児童生徒用品費等の入学前交付については、28年度末に国が要綱を改正し、補助対象となった。今年度は5市町村が実施したが、来年度からは新たに6市町村が実施するよう検討しており、各市町村も努力していると考えている。

- ④ 国が入学準備金を約2倍に引きあげたが、未実施の自治体を無くすよう援助を徹底すること。

(回答)

ほとんどの市町村で増額改定を行い、未実施の市町村も増額を検討していると聞いており、今後の状況を確認したい。

- 22 教職員の精神疾患による長期病気休暇が増えている。原因の調査と対策を講ずること。

(回答)

教職員のメンタルヘルス対策として、校長やメンタルヘルス推進者等を対象とした研修会や、精神科医による相談事業を実施するとともに、不安や悩みを抱える教職員に対し巡回相談を行う「こころのコンシェルジュ」10名で対応に努めている。

また、定期的にセルフチェックできる「ストレスチェック」の全員実施の徹底に取り組んでいる。

- 23 学校現場では、病休代替の確保ができず困っている。病休の代替教職員の待遇改善など対策を強めること。また、病休代替教員は、県教育委員会の責任で配置すること。

(回答)

病休の代替教職員等の給与については、これまでも改善してきており、各県に比べて遜色ないものと考えている。病休代替教員の配置については、市町村教育委員会とも連携し、早めに学校現場に配置できるよう努めていく。

24 高校の統廃合の可否は、地域住民や生徒、保護者の意向を尊重し、強引な県立学校の統廃合をしないこと。

(回答)

「後期再編整備計画」は昨年度をもって終了したが、その後の各学校の状況については、有識者や企業関係者等からなる第三者評価委員会等により検証を行っていくとともに、新たな時代を見据え、地元自治体や産業界等からも意見を聴いていく。

現在、地域の高校の定員確保に向けた取組として、「地域の高校活性化支援事業」等により、高校の魅力化・特色化を進めているところであり、昨年指定した11校のうち7校で欠員が減少している。

今後は、活性化支援事業の1年目の分析を踏まえ、各学校で魅力化を一層進めていくとともに、定員確保に向けて市町村教育委員会等とも連携を強化していく。

25 子どもたち、高校生の修学保障に関し、以下の内容を国に求めること。

①小学校、中学校、高校の教育活動に必要な教材費や給食費など、学校納付金を無償にすること。

(回答)

国においては、平成26年度から就学支援金制度の開始と併せ、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯を対象とした返済の必要のない「高校生等奨学給付金」制度を創設するなど、修学支援の充実を図っている。県としてもその拡充について要望しているが、現段階において小中学校を含めた授業料以外の学校納付金の無償化は困難であると思われる。今後の見直しの状況等、国の動向を見守りたい。

②全ての県立高校生に対する給付型奨学金制度を創設すること。

(回答)

平成26年度から低所得者世帯を対象とした返済の必要のない「高校生等奨学給付金」制度を創設したところ。引き続き、各生徒等への周知を徹底し、受給漏れがないよう努めていく。

国に対しては、補助対象の拡充や支給額の増額等について全国都道府県教育長協議会を通じて要望している。

③高校就学援助制度を創設すること。

(回答)

平成26年度から低所得者世帯を対象とした返済の必要のない「高校生等奨学給付金」制度を創設したところ。これは、貸与型の奨学金ではなく、返済の必要がない給付金としている。

国に対しては、補助対象の拡充や支給額の増額等について全国都道府県教育長協議会を通じて要望している。

④高校授業料については一定の納税額によって有償化になったが、以前のように無償化を実施し、公立高校授業料の不徴収を完全実施すること。

(回答)

高等学校等就学支援金制度は国の制度であるが、県としても支援内容の拡充について、高校生のいる世帯の教育費の負担軽減を図る趣旨から必要と考えており、全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて国に要望している。引き続き国の動向を注視したい。

26 県として、以下の施策を検討、実現すること。

①副教材費や実験実習費、高校教科書代など、学習・教育活動に必要な経費は公費負担とすること。

(回答)

副教材費や実験実習費などの学校取扱金は、学校の教育活動上必要とする費用の中で、直接生徒に利益が還元されると考えられるものであり、受益者負担が適当であると考えている。

②PTA会費・後援会費など、各学校の教育条件整備などに充てられている費用は、教育予算を増額し、保護者の負担をさらに軽減すること。

(回答)

いわゆる学校関係団体費は、教育活動において必要となる経費のうち、保護者が学校教育の充実、発展を願い、受益者負担の考え方に基づいて負担している経費である。なお、共用物品の購入費等県立学校共通の標準的な水準の維持に必要な経費については公費で負担することとしている。

③奨学金制度について、無利子枠の拡大、給付制の導入などの改善・拡充をさらに推進すること。また、返済については強引な取り立てはしないこと。

(回答)

本県の（公財）大分県奨学会による貸与型の奨学金制度は全て無利子としている。

給付型の奨学金については、平成26年度から低所得者世帯を対象とした返済の必要のない「高校生等奨学給付金」制度を創設している。これは、貸与型の奨学金ではなく、返済の必要がない給付金としている。

大分県奨学会では、返済が滞っている方については、まず事情を聞き、返還猶予や免除の要件に該当すれば制度を紹介している。

そのうえで、生活状況の厳しい方については、収入状況を勘案して無理なく返還できるような金額で分納する相談にも応じている。

④定時制・通信制生徒への教科書無償給与、夜食費補助制度を堅持拡充すること。

(回答)

現在実施している教科書給付に係る補助は、平成16年度で廃止された文部科学省の補助事業を引き継ぐ形で県単独事業として実施している。

引き続き現行制度の維持に努める。

夜食費補助制度についても、今後とも現行の制度が維持されるよう努力したい。

(施設営繕)

- 1 県下全小・中学校の各教室にエアコンを設置するよう国へ財政的な措置を拡充するよう求めるとともに、県としても指導と助成を行うこと。また、高校でのエアコン設置を計画的に行うと同時に、電気代の徴収はやめること。

(回答)

エアコンの設置を含め、小・中学校の総合的な学習環境の整備については、市町村の判断によるものである。県としても、国の交付金制度を活用するよう引き続き市町村に対し周知していく。

高校の普通教室に設置している空調設備は、同窓会やPTAなどからの寄附によるものである。寄附の受入にあたっては、”設置者が光熱水費を負担すること”を条件付けており、エアコン電気代の徴収はこれに基づいたものである。

(人権同和教育)

- 1 公教育はもとより、地域の生涯教育も含め、一切の同和教育・事業を終結すること。特定団体の考えを押し付ける「同和教育」は一切やめ、特定地域の子どものみを対象とした解放子ども会の指導に現場の教員を派遣しないこと。また、解放同盟の理論に基づくいわゆる解放教育は直ちに中止すること。

(回答)

平成27年2月に改訂された「大分県人権教育推進計画」に基づき、教育の中立性を守りながら、学校教育、社会教育において各種事業等を通して人権教育の

推進に努めている。県教育委員会としては、上記推進計画をもとに、文部科学省が示した、いわゆる「第三次とりまとめ」の趣旨に則って、人権8課題を中心に人権教育の推進にあたっており、「同和問題にかかわる学習」についてもそれら8課題のひとつとして行っている。また、指導にあたっては、特定の地域や特定の運動団体の理論に特化することなく、すべての児童生徒に対して行うよう指示している

- 2 教職員が半ば強制的な加入を余儀なくされている宇佐市の人権（同和）教育研究協議会は、その運営費全額を市の補助金に依拠する公共的要素の強い性格を持ちながら、会長（現職校長）名で各学校長宛に解放同盟の機関紙誌の集金・領収業務の取り扱いの通知文書を出しており、是正の指導を行うこと。また、その活動も、公務時間的な扱いで教職員に参加が義務づけていることについても是正の指導を行うこと。

(回答)

指摘のあった宇佐市の通知文書については、市教委もすでに指導を行ったと聞いており、県教委としても、このようなことがないように各市町村教委に対して指導していく。

県教育委員会としては「大分県人権教育推進計画」に基づき、教育の中立性を守りながら人権教育の推進に努めるよう、今後も市町村に対して指導していく。

- 3 宇佐市内の北部中学校では建て替えのため、一時取り外されていた「闘う」解放子ども会と記した荊冠旗をあしらった大型ポスターが再び体育館に掲示されている。附帯決議の精神から逸脱する恐れがあり、撤去するよう指導すること。

(回答)

宇佐市立北部中学校のポスターは、人権集会で生徒たちが自主的に作成したものを掲示しており、特定の運動団体の旗をイメージしたものではないと確認している。ポスターの掲示は校内の人権教育を推進するために必要な取組であり、部落差別解消推進法やその付帯決議の精神に沿った取組と宇佐市教委も捉えている。

今後とも県内において法の周知を徹底したい。

- 4 宇佐市では8月18日、解放同盟県連と市長以下全部課長の出席のもと団体交渉が行われ以下のような回答を解同に表明している。「部落差別解消推進法」（以下 法と略）及び附帯決議を逸脱しており是正を行うこと。

①宇佐市の小中学校での同和教育で「中世や近世の賤民史を現代の部落差別とつ

なげる」と回答しており、差別の解消に逆行するばかりか、重大な差別の拡大を生むものと言わざるを得ず、直ちに是正の措置をとること。

(回答)

県教育委員会では、同和問題の学習において、知的理解と人権感覚の2つの側面から捉え、小学校・中学校・高等学校の系統性を考慮した学習内容となるように指導している。また、同和問題に関する正しい認識を持たせるためには、部落差別を歴史的な側面から正しく捉え、社会科の歴史等と関連させながら理解を深めていくことは必要であると考えている。

②宇佐市はじめ県下の小中学校で同和教育の教材として「浅黄半襟掛拒否逃散一揆」、仕組まれた部落（部落史に学ぶ）「統一応募用紙」（きりひらく）「結婚差別」（きりひらく）などが使われていると言われていたが、直ちに是正措置を講じること。

(回答)

同和問題を学習するための教材は示されたものだけではなく、様々なものがある。県教育委員会では、「学校同和教育指導資料」や「個人権課題（小一中一高）学習系統表」等にも教材を示している。授業実践にあたっては、知的理解と人権感覚の2つの側面から捉え、小学校・中学校・高等学校の系統性を考慮した学習内容となるよう、また、部落差別解消推進法の趣旨に沿ったものとなるよう指導している。

③2017年2月16日付けの宇佐市人権教育協議会（会長 吉田家忠氏）は、会長名で各学校長宛に部落解放同盟の機関紙誌である月刊「部落解放」や週刊「解放新聞」の集金及び配達業務を依頼する文書を送付しているが、文科省も公務員の非違行為に当たるのではと指摘をしており、直ちに県下の同様の実態を調査し、是正措置をはかること。また、人権教育協議会の活動も、公務時間的な扱いで教職員に参加が義務づけていることも是正を行うこと。

(回答)

宇佐市の文書について、県内の他の市町村で同様の文書等は確認されていない。県教育委員会としては、人権教育研究協議会は各教科等の教育課程研究協議会と同様に、市町村教委が認めている研究会であり、公務として教職員が参加することには問題がないと考えている。今後とも、教育の中立性を保ちながら、各地域の人権教育の推進のため、研究団体とも連携しながら推進するよう指導していきたい。

- 5 隣保館の指導員や人権担当社会教育指導員について特定の運動団体の役員は除外するよう指導・助言を行うこと。（傍線部は生活環境部で回答）

（回答）

社会教育指導員は、社会教育の高度化や多様化に対応し、一般教養、人権教育、家庭教育等の指導内容別の専門的な指導者を養成するため、市町村教育委員会の判断で配置している。そのため、人権担当社会教育指導員についても、職員の職務遂行能力・知識を評価し任命されていると考えている。

（文化財行政）

- 1 文化財専門技師の専門性を生かした配置を確保すること。

（回答）

県では、文化課文化財班、埋蔵文化財センター及び歴史博物館に文化財についての専門的知識を有する職員を配置し、専門的視野に立って円滑な業務の遂行が行われるよう努めている。

今後とも文化財の保護や調査等の業務の実施にあたっては、職員の配置も含め十分な専門性が保たれるよう配慮したい。

- 2 戦争の実相を語り継ぐ世代の高齢化に伴い、戦争遺跡の保存の意義はますます増大している。今後とも県内の戦争遺跡の掘り起こしと、調査及びその保存と活用に万全を期すこと。また、平和博物館を必要な自治体に設置し、遺物や資料の保存・展示を図り、平和の大切さの啓発活動の拠点とすること。これらの実現に必要な予算措置を引き続き講じること。

（回答）

遺跡は、地域の歴史・文化を知る上で欠かせない貴重な歴史遺産であり、地域で保存し活用することが大切であると認識している。

いわゆる「戦争遺跡」を含め、こうした歴史遺産の保存・活用については、市町村と連携を図りながら引き続き取り組みたい。

- 3 歴史的建造物や町並み景観等、保存・活用を今後とも推進すること。また有形・無形を問わず、県内の歴史・芸術・文化などの分野で価値ある歴史的遺産の文化財指定を推進するとともに、必要な保存の措置を引き続き講じること。

（回答）

県では、文化財の保存・活用を推進するため、各種文化財の指定に取り組んでいる。

平成28年11月には、「日田祇園の曳山行事」が全国の「山・鉦・屋台行事」

33件の一つとして、ユネスコの無形文化遺産に登録された。

現在までの新たな国指定等については、杵築市の小熊山古墳・御塔山古墳が国の史跡に、豊後高田市の天念寺耶馬及び無動寺耶馬が国の名勝に指定された。また、日田市の井上酒造店舗兼主屋他などが国の登録有形文化財に登録された。さらに、杵築市の杵築北台南台地区が国の重要伝統的建造物群保存地区として文部科学大臣へ答申がなされた。

一方、県指定については、豊後高田市の若宮八幡神社本殿他など6件を県有形文化財として指定し、中津市の宮園楽を県無形民俗文化財に指定した。

170件の国指定文化財、735件の県指定文化財については、適宜、保存、活用に向け集中整備を行っている。

また、地域の歴史的魅力や特色を伝え、地域の活性化を図るため、日本遺産認定促進に向けた取組を市町村と連携して実施しており、中津市・玖珠町の「やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく」が、平成29年4月28日に新たな日本遺産として認定されたところ。

- 4 中津日田道路工事の本耶馬溪中学校周辺で、遺跡の発掘調査が行われていますが、すぐに埋戻されています。地元の方から、どのような価値の遺跡で、何が発掘されているのか説明を求める意見がありますので、お尋ねします。また、遺跡の「価値」よりも、中津日田道路の建設を優先して、そのためにすぐ埋め戻しているのでは、との声も聴かれます。この点にも、お答えください。

(回答)

本耶馬溪中学校周辺で発掘調査が行われた遺跡は、縄文時代から弥生時代にかけての遺物や遺構が残る古戸遺跡で、約4000年～3000年前の土偶や、約2300年前の弥生土器などが発掘され、弥生時代の竪穴建物跡なども確認された。また、発掘調査中に、地元の中津市立樋田小学校や本耶馬溪中学校の児童・生徒56人が遺跡の見学や発掘体験を行い、歴史体験や学習の場としても活用された。

なお、埋戻しについては、通行量の多い国道500号に面していることから、通行者や車両の安全のために発掘調査終了後速やかに埋め戻しを行ったものである。

今後も、開発事業の調整を図りながら、埋蔵文化財の保存・活用に取り組みたい。

(性について)

- 1 多様な性や性虐待、性感染症予防を考える時、小学校や中学校での性教育が重

要と考えます。大分県は現状に加え、どのような計画・指導を考えていますか。当事者からは、親子（母娘）での参加が有効と聞いていますが、どのように考えていますか。加えて、20年母子手帳を導入して、相乗的に取り組んではと考えますが、いかがでしょうか。

(回答)

学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する知識を理解させるとともに、これに基づいた望ましい行動がとれるよう児童生徒に指導している。

県教育委員会としては、保健体育、特別活動を中心に「性に関する指導の手引き」を活用し、学校の教育活動全体を通じて計画的に実施されるよう各学校を指導しているところ。

個別の指導に関しては、生徒本人及び関係者の事情に応じて、慎重に対応していきたい。

今後も学習指導要領に基づき、自他を大切にするという価値観のもと、主体的に考え、判断、行動できる児童生徒の育成に努めたい。

20年母子手帳については、要望があったことを関係部局へ伝える。

2 近年、社会的に明らかになってきている LGBTs の現状について、地方公務員や教員の当事者に対するメンタルケア体制は、どのようになっていますか。（傍線部は総務部）

(回答)

教職員のメンタルヘルス対策として、福利課内に設置している「教職員健康支援センター」において、精神科医や臨床心理士による相談事業を実施し、当事者のプライバシー保護に留意した相談体制をとっている。該当の相談についても、本体制によりきめ細かな対応を行いたい。

3 (LGBTs について)

学校現場における当事者（児）に対するメンタルケア体制は、こどもにはスクールカウンセラーが配置されつつありますが、教師についてはどのようになっていますか。

(回答)

教員退職者である「こころのコンシェルジュ」10名が、学校現場を巡回訪問し、不安や悩みを抱える教職員の相談を受けている。その中で、該当の相談があった場合は、「教職員健康支援センター」と連携し、専門相談やメンタルケアに繋ぐ体制を整えている。